

月23日～25日までの2泊3日で研究を行なった。

(4) 研究対象

中学校用教科書のすべてについて行なうことにした。本年度の研究対象となつた教科書の種類数は次のとおりである。ただし、「研究員用見本」が研究委員会の実施期日までに、到着しなかつた分については、はぶいた。

(5) 研究結果の処理

研究結果は、「昭和37年度使用教科書研究資料」(中学校用)としてまとめ、6月末に関係方面に配布して、採択の参考に供した。

教 科	発 行 数
国 語	16種
書 写	18
社 会 (地 理)	14
社 会 (歴 史)	14
社 会 (政・経・社)	13
地 図	4
数 学	17
数 学 (必 修)	13
数 学 (選 択)	3
数 学 (必 選)	17
理 科	15
音 楽 (一 般)	9
音 楽 (器楽・合奏)	3
美 術	8
保健・体育	13
技術・家庭 (男)	10
技術・家庭 (女)	11
英 語	12
英 語 (A)	6
英 語 (B)	5
英 語 (C)	10
農 業	6
工 業	4
商 業	9
水 産	1
家 庭	5
計	256 (469冊)

## 2 教科書センターの増設

本県には従来15カ所に教科書センターがあつたが、東白川出張所管内には、これがなく、石川出張所管内と合同で、「石川教科書センター」を利用していた。このことについては、地元から不便を訴える声が大きく、本年度は、県費をもって、棚倉町に「棚倉教科書センター」を設置した。

## 3 昭和37年度使用教科書の採択

(1) 採択の方針

① 一般方針

1 福島県市町村教育委員会連絡協議会は、県教育委員会と共同して教科書研究委員会を設け、教科書の研究を委嘱し、その成果(以下「教科書研究資料」という)を参考資料として各関係者に提示する。

2 各郡市教育委員会連絡協議会は、教科書選定協議会を設け、地域の実情に即した教科書を各教科について、1種類ないし数種類を選定して、これを推薦する。

3 「2」により選定された教科書(以下「推薦教科書」という)は、各郡市教育委員会連絡協議会の名において、展示会終了後に各市町村教育委員会を経て、各学校に通知する。

4 各学校長は、推薦教科書、教科書研究資料ならびに後記教科書選定基準を参考として、最適と認められるものを選び、市町村教育委員会に具申する。

5 市町村教育委員会は、各学校長の具申を考慮して、採択を決定する。

② 教科書選定協議会(以下「協議会」という)の運営方針

1 選定の一般方針

(1) 小学については、原則として昨年度に選定した教科書を継続して選定する。ただし、新版および特に必要のある場合はこの限りでない。

(2) 中学校については、すべて新版であるので特に慎重に比較研究のうえ選定する。(音楽<器楽・合奏>、農業、工業、商業、水産、家庭を除く)

2 協議会の組織

(1) 協議会は、郡市教育委員会連絡協議会の代表および校長、教諭よりなる若干名の委員をもって組織する。

(2) 協議会のもとに各教科ごとに専門委員会を設ける。

(3) 各専門委員会は、校長、教諭、学識経験者等よりなる数名の専門委員をもって組織する。

(4) 専門委員は、各教科の専門的な見識にすぐれているとともに、特に公正な人物をもってあてるよう留意する。なお、中学校についてはできる限り各学校から1名以上委嘱するように配慮する。

3 選定の手順

(1) 協議会は、現場の教職員の希望を反映させるため、あらかじめ各学校に選定希望教科書名